

最高裁人能A第14号

(人い-12)

平成13年9月14日

高等裁判所長官 殿
地方裁判所長 殿
家庭裁判所長 殿
最高裁判所事務総局局課長 殿
司法研修所長 殿
裁判所書記官研修所長 殿
家庭裁判所調査官研修所長 殿
最高裁判所図書館長 殿

最高裁判所事務総局人事局長 金 築 誠 志

裁判所職員の旧姓使用について（依命通達）

標記の旧姓使用について、下記のとおり定めましたので、これによってください。

記

裁判所職員が、婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）の使用を申し出た場合には、別に定めるところにより、旧姓の使用を認める。

付 記

この通達は、平成13年10月1日から実施する。